



農地の貸し借りの制度が変わります

令和4年5月に農地の貸し借りに関する法律（農業経営基盤強化促進法）が改正され、これまで複数の制度があった農地の貸し借りが、令和7年度から「農地中間管理事業」に一本化されます。農地所有者や耕作者等の農地利用者に向けて、制度がどう変更されるかをまとめました。

園市農業委員会事務局 ☎ 0994-31-1131
市農政課 ☎ 0994-31-1117

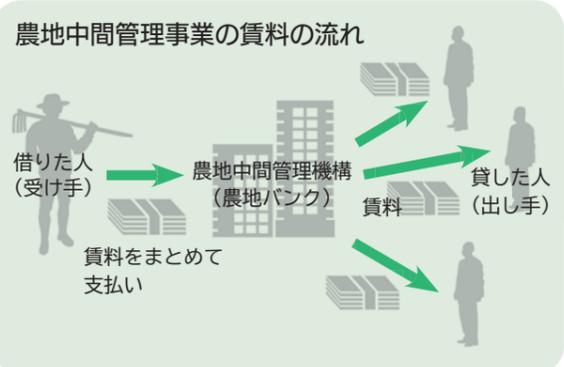
農地中間管理事業とは

農地の有効利用の継続や、農業経営の効率化を図る担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる機関として「農地中間管理機構（通称：農地バンク）」が、平成26年に設置されました。この農地バンクが、市町村・農業委員会の協力を得て、意欲のある農業者へ農地の貸し借り等を進める事業が農地中間管理事業です。

事業のメリット

農地バンクは、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農地を借りたい人（受け手）に貸し付けます。これにより、出し手は賃料が口座振込により確実に農地バンクから支払われるため、安心して農地を貸し出すことができます。

また、出し手の異なる複数の農地の受け手は、賃料をまとめて農地バンクに払うため、支払事務の効率化を図ることができるなどのメリットがあります。地域の農地を適切に管理し、有効活用するためにも、農地の貸し



まずは名義変更から

借りは農地中間管理事業を活用しましょう。農地中間管理事業を活用して今後も農地を貸したい人（出し手）は、対象農地の「登記名義人」である必要があります。ただし、相続未登記の農地でも、相続人全員の過半の同意があれば貸し出しは可能となります。令和6年4月から相続登記は義務化されています。まずは貸し出している農地の相続登記が完了しているかを確認し、農地中間管理事業を活用できるように準備をしておきましょう。

具体的な手続き

Q

現在、利用権設定等促進事業で農地を貸していて、令和7年3月末で利用権設定期間が終了する場合、引き続きこの農地を貸し続けるためにはどうすればいいの？

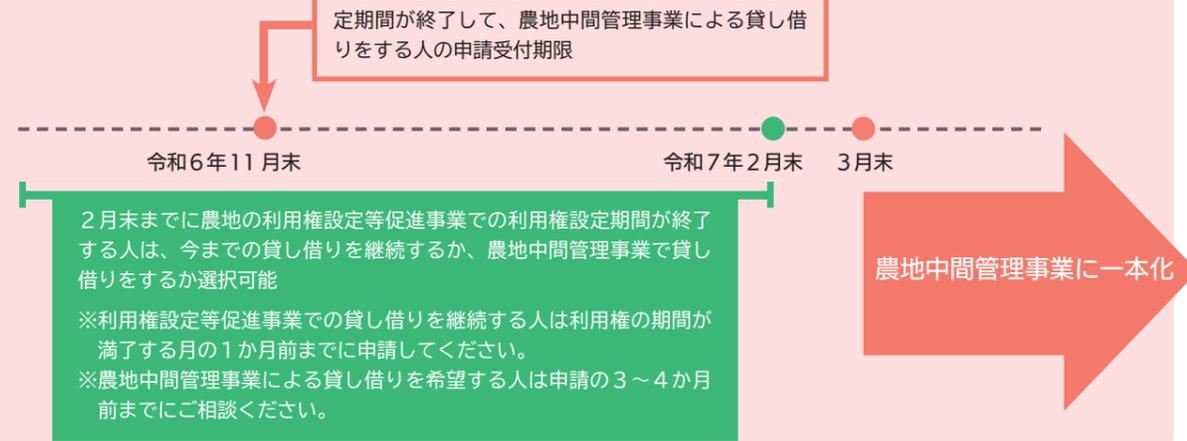
A

令和7年3月末で利用権設定期間が終了する人は、以降も貸し出しを継続するには農地中間管理事業でしか貸し出しはできませんので、次の事項を確認の上、ご相談ください。

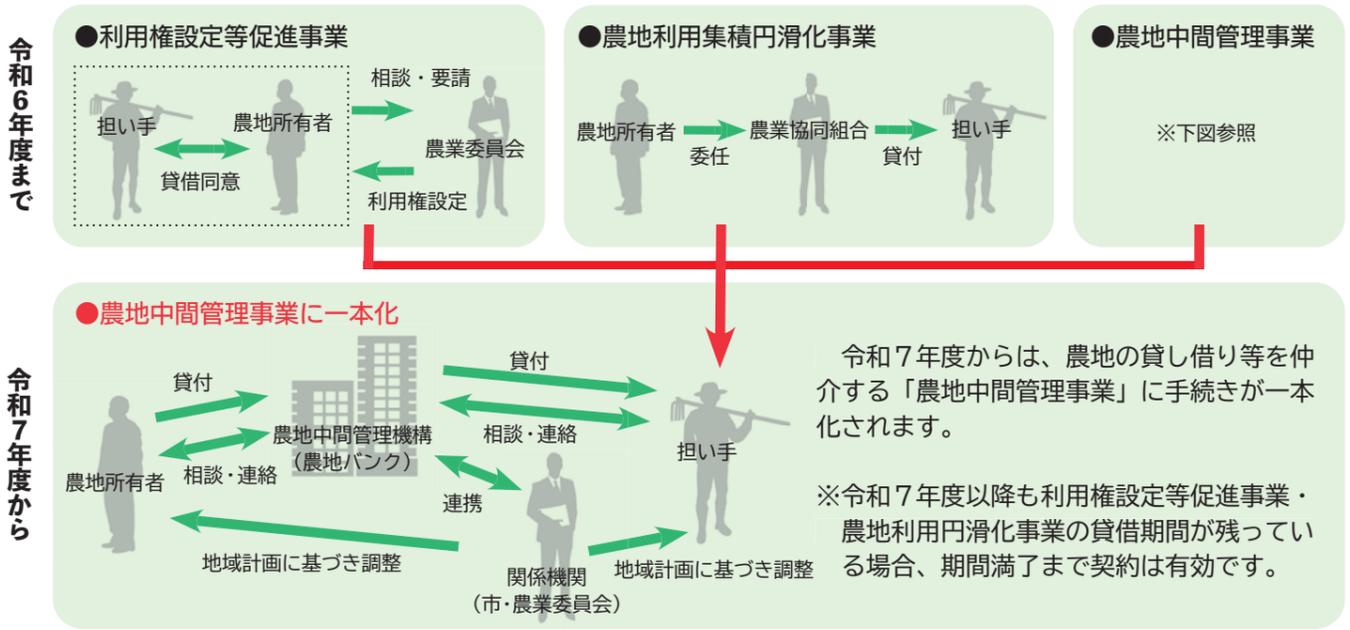
- ①対象農地がご自身の名義でなければ登記名義人の変更を行ってください。
- ②登記名義人の変更が困難な場合でも、相続人全員のうち過半の同意があれば農地の貸し出しができますので、相続人同士で連絡を取り合い、過半の同意を得る準備をしておいてください。

※農地所有者（出し手）・耕作者（受け手）からの申請書類を受け付けたあと、市から農地中間管理機構への申請手続きに3～4か月程度かかるため、11月までに①または②の手続きを完了してください。※対象者には、改めて通知します。

申請イメージ



変更のポイント



令和7年度からは、農地の貸し借り等を仲介する「農地中間管理事業」に手続きが一本化されます。

※令和7年度以降も利用権設定等促進事業・農地利用円滑化事業の貸借期間が残っている場合、期間満了まで契約は有効です。